



野 企 第 1 号
令和2年1月10日

野洲市議会 公明党
代表 矢野 隆行 様

野洲市長 山仲 善彰



令和2年度予算要望書について（回答）

新春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和元年11月14日付で要望のあった標題の件について、別添のとおり回答
します。

I. 行政改革と市民役のまちづくり

① 自立した市政運営を実行する政策決定のための体制

「豊かな自然と歴史に恵まれたにぎわいとやすらぎのあるまち」

「みんなが住みたい、住み続けたいと実感できるまちづくりを」

「市街化区域の見直しで住宅確保がしやすい街づくりを」

- ・「街づくり井戸端座談会」や「元気な街づくりトーク」等での周知を
しっかり進めて多くの市民の声を聴くことから事務事業評価の構築
第2次総合計画改訂に向けてのロードマップの進捗管理を

(回答)

「まちづくり井戸端座談会」や「元気な野洲まちづくりトーク」については、市政における主要な事業や課題等についての意見交換を市民と直接行うために実施しており、市長からの最新の市政情報の提供や市民の生の声を聞く貴重な機会として、今後も引き続き実施します。

また、総合計画の進捗管理については、毎年ローリングを行うロードマップ方式で実施しており、主要事業の現状と課題、評価及び今後の方向性を明らかにしたうえで、第2次野洲市総合計画の策定に反映を行います。

事務事業評価については、「野洲市経営改善方針」及び「野洲市経営改善アクションプラン」に基づき、令和2年度からの実施に向けて、方針や実施方法等について検討を進めているところです。

また、調整区域の市街化区域の編入については、令和2年度に滋賀県が決定を予定している大津湖南都市計画区域区分の定期見直しにおいて、市素案として8地区（計約32ヘクタール）について積極的に滋賀県と協議を進めています。

(継続)【所管部：政策調整部・都市建設部】

② 市独自の地域課題を解決する政策立案ができる体制の確立

- ・職員の日常の業務の中で生じる課題への問題を意識し、庁議でさらに検討し、発想から課題解決のための政策、施策立案ができる職員の意識改革と能力向上と成果を評価できるよう政策調整部の充実継続
- ・OJTの機能が活かされているのか継続する

(回答)

職員については、日常業務を通じたOJTにより企画立案能力を磨くとともに、常日頃から役所の論理、組織の論理にとらわれず、当事者の立場となって、市民や地域の課題解決を優先した政策づくりと公共サービスの提供に努めています。

そして、市の基本方針や重要施策の審議においては、庁議を「議論する場」として、各部を代表する幹部職員を中心に議論を重ね、政策決定できる体制を確立しています。

OJTの機能については、活かされていると考えていることから、今後も継続して実施していきます。

(継続)【所管部：総務部】

- ③ 補助金のあり方を検討し更なる公平性に努め透明性を持続、さらに必要による検証と成果を公表する
組織の立ち上げをして、機能を果たしているのか継続する

(回答)

「野洲市経営改善方針」及び「野洲市経営改善アクションプラン」に基づき、補助金の適正化に取り組むため、方針や実施方法等について検討しているところです。

(継続)【所管部：政策調整部】

- ④ 「第二次定員適正化計画」の進捗による、職員の適正配置と部課の「人材育成方針」の改訂推進、また野洲市立病院職員の管理は
- ・ 正規職員、嘱託職員、臨時職員の業務内容に応じた長期視点での適切な人員配置の構築、人事課の活用性人材育成方針の改定による改善を「特に長いこと同じ職場で長時間労働等の精査を」特に土日に緊急出勤が多い職場についての監視の強化を継続する

(回答)

職員配置は、長期的な視点と組織運営の安定化、さらには幅広い視野と専門領域を併せ持った職員の育成を目指し、「野洲市定員管理計画」に基づく計画的な職員採用と定期的なジョブローテーションにより実施しています。

また、業務内容に応じて、正規職員と専門的知識や技能を有する嘱託職員などを配置することで、市民サービスの維持向上に努めています。なお、現計画期間が平成32年度までとなっているため、来年度に計画策定を予定していますが、野洲市立病院に関しては、今年度中に暫定的な改訂を検討しているところです。

同じ職場による長時間労働等が心配される職員については、人事課による定期的な所属長ヒアリングなどにより状況把握し、風通しの良い職場環境づくりを進めることで解決を図ることを基本としています。

また、必要に応じて、対象職員の心身健康維持のため、産業医による健康相談を実施しています。

(継続)【所管部：総務部】

- ⑤ 「窓口サービス向上市民アンケート」継続と周知徹底、職員が市民の目線に立った対応を
「受付がわからず不安な市民に対して特に高齢者、誰かがすぐに対応できる接客し気を遣うことができる環境を」継続する

(回答)

接遇は、市長への手紙や窓口でいただいたご意見などを生かし、常に改善を意識しています。

今後も市役所等に訪れられた市民を注意深く観察し、状況判断しながら職員が積極的に声をかけることで、来庁者の不安を取り除けるよう努めます。

また、市民アンケートについては、平成27年度に実施したことを踏まえ、課

題を見極め、必要な時期に実施したいと考えています。

(継続)【所管部：総務部】

⑥ 公共施設の入札における公平、透明性の充実を継続する

- ・ 選考過程の公開、更なる透明性
- ・ 随意契約時の更なる公平性の透明性の確保

(回答)

入札・契約手続は、地方自治法や野洲市契約規則等の各規程に従い実施しています。随意契約ガイドライン等も策定しており、必要に応じて見直しを行い公平性、透明性、競争性を確保しています。

ただし、契約審査会やプロポーザルにおける審査等の選考過程については、制度上、公開できません。

(継続)【所管部：総務部】

⑦ 「公共施設等総合管理計画」の進捗推進。

計画期間を平成 29 年度から平成 68 年度の 40 年間とし、インフラを含む公共施設全般について、将来維持できる施設量を試算し、将来の目標数値等を定め長期的な方針を示したものです

- ・ 長年手つかずの遊休地^{ゆうきゆうち}利活用は
- ・ 財産管理を含め不要建物等の処理を継続して
- ・ 公有地の無料貸し付けの見直しを

(回答)

今年度、給食センター跡地の貸付につきまして入札を執行し、遊休地の利活用を行いました。今後も遊休地の利活用について、検討を進めていきます。

なお、行政財産として使用予定のない土地は積極的に処分を進めています。

また、公共施設管理計画を策定し、公共施設の統合や廃止についての方針を決定しました。今後、計画に基づき施設の統合・除却を進めてまいります。

公有地の無償貸し付けについては、公有財産審議委員会の審査を経て契約を行っており、全ての契約に相応の理由があるものと判断しておりますので、見直しは行いません。

(継続)【所管部：総務部】

II. 安心して子育てができるまちづくり

① 縦割りでない総合的に子育てを支援できる施策の推進

子どもに関する施策を一元化し、総合的かつ機動的に推進継続する

(回答)

子どもに関する施策は多岐にわたることから、健康福祉部や教育委員会、その他関係機関など、子育てに携わる部署・機関と連携を強化し、情報共有に努め機

動的で総合的な支援ができるよう継続して努めます。

(継続)【所管部：健康福祉部】

- ・待機児童がいない街づくりの継続事業、保育士の確保待遇改善の見直し等

(回答)

待機児童対策について、面積に余裕のある保育園の定員の見直しや三上こども園の整備など保育園（こども園）の充実に努めていますが、保育士不足が待機児童発生のかな要因となっていることから、「野洲市三方よし人材バンク」事業の取組をさらに進めるとともに、保育士等保育料補助制度の活用による潜在保育士の発掘や市内民間保育所を対象とした保育士宿舍借上げ支援事業、商業施設における臨時就職相談会の開催、復職に向けた職場実地研修会の開催など保育士の魅力を発信するとともに再就職の不安の解消への取組を進めていくことにより保育士の人材確保を図ります。

また、保育士の給与面での処遇改善については、公立園の嘱託職員の報酬について平成30年度に大幅な改定（月額22,800円増（平成29年度比））を実施し、次年度には、全ての非正規職員が会計年度任用職員制度に移行することに伴い、近隣市の状況を踏まえた処遇（給与）の見直しを予定しているところであります。また、民間園においては、国の処遇改善制度（負担割合：国1/2、県1/4、市1/4）を活用した給与面での処遇改善を図っています。

(継続)【所管部：健康福祉部】

- ・子育て3法実施の充実と支援事業計画作成で「野洲市子ども、子育て支援事業計画」の充実に継続

(回答)

「野洲市子ども・子育て支援事業計画」については、平成27年度から平成31年度までの5カ年計画であることから、本年度には、次期計画を策定する予定です。次期計画については、子育て支援会議において現計画の実績や子育てニーズを踏まえた子育て施策の検討を行なうとともに、パブリックコメント等を実施し、引き続き、子育て支援施策の充実に努めていきます。

(継続)【所管部：健康福祉部】

- ・子育て遊び場づくりの充実に継続する

(回答)

子育て遊び場づくりについて、平成28年度から野洲市子育て支援センターに利用者支援員を配置し、子育てに関する相談窓口の強化を図るとともに、民間の子育て支援センターとの連携強化を行い、未就園児を中心とした親子の活動場所の提供や相談の充実に努めています。

(継続)【所管部：健康福祉部】

- ・こども館等の検討、土日休日の居場所づくりを

学童の土曜活用始まり更なる充実を継続する

(回答)

子育て支援については、保育所の待機児童の解消や学童保育所の充実、さらには生活困窮世帯の子育て支援など引き続き取り組んでいかなければならない課題があり、これらについては個々の課題についての確に対処できる取組みにより対応したいと考えており、こども館等による対応は、現時点では考えていません。

土・日曜日の居場所づくりについては、基本的には家庭や地域で家族等と過ごすことが理想だと考えています。しかし、職業の多様化等により土・日曜日等に家族と過ごせない子どもがいることも事実です。土・日曜日等の子どもの活動としては、スポーツ少年団や青少年団体等の活動、あるいは各施設等で実施する事業等を通じて取り組んできたところであり、今後も引き続き取り組みます。

また、学童保育所の土曜開所については継続して取り組むとともに、利用者等の意見を聞きながら更なる充実に努めます。

(継続)【所管部：健康福祉部】

- ・ 子ども子育てに経済的な負担軽減を
「特に子育てに必要な医療費負担を
(まず小1～小3年生までの医療費軽減を)」

(回答)

子どもの医療費助成については、現在、通院分については就学前まで、入院分については中学校3年生までの自己負担分の助成を行っています。このうち、通院分について、令和3年4月開始を目指し小学校3年生ままで拡大の手続きを進めているところです。

(継続)【所管部：健康福祉部】

Ⅲ. 誰もが安心して暮らせる健康福祉のまちづくり

- ① 女性と子どもの健康と命を守るための子宮頸がんの予防ワクチン、ヒブワクチンの予防接種の公費助成継続する
「子宮頸がんの予防ワクチンの安全性の確保は」

(回答)

両ワクチン共に平成25年度から定期予防接種となり、全額公費で実施しており、令和2年度も同様に継続実施します。

予防接種の安全性については、その他の医薬品と同様に、製品化までに安全性に関する承認審査を行っているほか、ワクチンはウイルスや細菌など生物をもとに作っていることもあり、その後も製品(ロット)ごとに国による検定を行っています。また、予防接種後に健康状況の変化が見られた事例を、予防接種との因果関係の有無に関わらず収集し、随時モニタリングしています。さらに、収集したこれらの情報について、定期的に専門家による評価を実施して安全性の評価を行っています。

ご要望の子宮頸がんの予防ワクチンについては、こうした専門家による評価において、安全性を結論付けるまでの域には達していないことから、「積極的勧奨の中止を維持し、副反応については継続審議する。」との国の意向を受け、現在、市では積極的勧奨は差し控えており、このことを継続します。

子宮頸がんの予防ワクチンの安全性の確保については、市民には、「因果関係がはっきりしない副反応があったことから、積極的勧奨を行っていないこと」や「接種を希望する際は、ワクチンの有効性と副反応を十分理解した上で接種されること」について周知を継続していきます。また、医療機関等には「ワクチン接種に当たっての情報提供、ワクチンの有効性、ワクチンのリスク、接種上の注意等について、接種希望者に情報提供の充実を図ることの提言が厚生労働省よりあったこと」について周知を継続していきます。

(継続)【所管部：健康福祉部】

② 独居高齢者や老老世帯への地域支援体制の整備

- ・ 高齢者の肺炎球菌ワクチンの実施、自助、共助、公助、互助
- ・ 買い物難民支援や安否確認の更なる充実継続する

(回答)

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種は、肺炎球菌による肺炎の発症・重症化予防を目的とし、平成26年10月1日から定期予防接種として実施しています。

対象年齢は、当該年度に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳になる方及び100歳以上の方と、60歳から64歳の方のうち、心臓、腎臓又は呼吸機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいやヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある方が対象となります。

定期予防接種としての接種回数は1人1回で、自己負担額2,500円で受けていただけます。なお、生活保護世帯、住民税非課税世帯の方には、事前申請により自己負担の免除を行っています。周知は、市の広報やホームページに掲載するとともに、当該年度に65歳になる方と、70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳になる方及び100歳以上で今までに接種されていない方に、ハガキによる個別通知を行い接種勧奨しています。

高齢者が安心して住み慣れた地域で健康に暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築とサービスの提供に取り組んでいます。また、地域で暮らし続けるためには、地域における住民同士の支え合い、見守りも必要であり、地域住民が主体の支え合いの仕組みづくり、福祉の地域づくりを支援する生活支援体制整備事業の取組みを社会福祉協議会と共に積極的に進めています。

(継続)【所管部：健康福祉部】

③ 在宅で介護ができる24時間訪問看護の体制の推進と在宅介護家族への支援拡充継続を

- ・ 野洲市立病院の稼働率の安定と安心な病院運営を
- ・ 野洲市立病院との連携で地域包括ケアシステム体制の更なる充実を

- ・地域医療、看護、介護、をつなぐ合同会との連携を密に
- ・野洲市内特老の待機者対策を7期の見直しで方向性が決まり
100床の早期実現で緩和は

(回答)

市立野洲病院の現在の稼働率は、58%（10月実績）で経営面において深刻な状況です。そこで、医療コンサルによる定期的な助言を受けるなど、稼働率の向上を含めた経営改善の取り組みを進めているところです。

野洲市地域医療あり方検討会においては「24時間訪問看護・介護検討会」で市内訪問看護ステーション4カ所と訪問介護事業所8カ所が集まり、在宅での療養を支える連携体制について検討しています。また、在宅医療に関する研修会を行い、訪問介護職員のスキルアップに努めています。

「在宅ケア部会」では医療・看護・介護関係者が集まる互いの役割や業務の現状を知り、顔の見える関係づくりに努めています。また、各職種の連携を強めるため、医療・介護多職種交流会を開催し、病院、診療所、薬局、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所等と切れ目のない在宅医療、看護、介護の提供体制の構築やネットワークづくりを図っています。その他、野洲病院主催の「地域の医療・看護・介護をつなぐ合同勉強会～医-居ネット YASU～」に市職員が参加し連携を図っています。今後も野洲病院、地域の医療機関、介護保険事業所等との連携を図り、地域包括ケアシステムの充実に努めたいと考えています。

特別養護老人ホームの整備については、12月6日付けで事業者から今後の整備工程と開園の見込み期日について報告がありました。建設厳しい建設市況の中で遅れていますが、令和3年3月に計画通り100床の特養施設が市内に設置されることとなります。これによって、現在約250人と見込んでいる特養の待機者数は大幅に緩和されることになると見込んでいます。

(継続)【所管部：政策調整部・健康福祉部】

④ 団塊の世代の方々が元気に暮らせるまちづくりの推進

- ・ボランティアによるポイント制の導入を活用し元気な高齢者活動の「高齢者健康生きがい地域活動応援プログラム」の進捗による引きこもり対策としての場所づくり

(回答)

ポイント制度については、その管理が煩雑であるほか、利用されている人が比較的高学歴の富裕層に偏っているとする調査結果も示されており、ボランティアを広く市民に広げていくための制度として効果に疑問があります。これについて現状では具体的な検討を進める考えはありません。しかしながら、実費はもちろん日当程度の費用を得る有償ボランティア活動を市が支援していくことは、市民による相互支援活動をさらに広げていくために必要なことと考えており、再来年度以降の制度化をめざして具体的に検討していきたいと考えています。

引きこもり予防については、ボランティアでも趣味活動でも、高齢者が家の外と繋がりを持つきっかけを見付けられることが重要だと考えており、老人クラブの活性化やサロン実施会場などの情報提供のほか、地域でのちょっとした声掛けの重要性の啓発に努めたいと考えています。

(継続)【所管部：健康福祉部】

・地域における居場所づくり「ふれあいサロン」の充実継続

(回答)

引き続き社会福祉協議会と連携して、充実を進めたいと考えています。また、具体的にサロン主催者へのアドバイスやサロン備品などの貸し出し、取組内容や講師の紹介、情報誌「チャレンジ」による関係情報の提供や交流促進を図っていきたくと考えています。

また、自治会以外の主体が取り組むサロン活動への補助金についても検討しています。

(継続)【所管部：健康福祉部】

・「ふれあいサロン」に参加できない方のフォローがこれからの課題であるが対策は特に2階の会場が多いが対策は

(回答)

会場については各地域で工夫をいただきたいと考えます。

なお、ふれあいサロンに参加が困難な要支援者や介護予防生活支援サービス事業対象者には、保健・医療専門職による短期集中訪問型サービスを生活行為の向上・改善を目的にご利用いただくことも可能です。

(継続)【所管部：健康福祉部】

・地域全体で高齢者（特に認知症）を支えるネットワークへの強化
「個別地域ケア会議の連携の充実」
「見守りネットワークの構築」継続する

(回答)

個別地域ケア会議では、個別の支援内容について、医療・看護・介護など多角的な視点から検討を行い、個別課題の解決を図るとともに、地域の民生委員や自治会、地域のボランティアなど関係者の相互の連携を高め、地域の支援ネットワークの構築を図っています。今後も引き続き実施し、個別の課題分析の積み重ねと地域課題の把握に努め、地域の高齢者支援を進めていきます。

また、野洲市くらし支えあい条例に基づき、高齢者の異変の早期発見及び早期対応に資するよう、事業所と連携し、見守りネットワークの構築を図ります。

(継続)【所管部：健康福祉部】

・認知症キャラバン隊養成講座の更なる予算の拡充、充実を
「メイト活動と増員の支援をさらに充実を」継続する

(回答)

「認知症キャラバン・メイト」(以下「メイト」という。)は、認知症の人やその家族を見守り支えるための「認知症サポーター」を養成する出前講座において講師役となることと、また認知症に関わる地域のリーダー役となることが活動内容となっています。メイトの養成講座は、湖南4市の共催で会場を持ち回りによ

り隔年で開催しています。なお、当地域で開催していない年については、県内の他地域で開催される講座を受講できるよう地域間連携をしています。

当地域での開催に当たっては、4市の担当者会議において内容の充実や参加者募集チラシ等の検討をし、募集の周知啓発については各市で行うこととなっています。本市では、より多く方に受講していただけるよう、市広報のほか民生委員や前年度「認知症サポーター養成講座」の実施団体等に案内するなどしています。

なお、開催費用の負担については、本市でのチラシの市内印刷や郵送代を除いては、「全国キャラバン・メイト連絡協議会」の全額負担となっています。

メイト活動の充実・支援に関しては、各メイトの活動の情報交換と検証を踏まえ、次に向けて具体的な活動内容を検討するための「キャラバン・メイト連絡会議」を毎月開催しています。今後も、この連絡会議を通じてメイトの意見を聞くなどしながら、更なる充実・支援を図っていきます。

(継続)【所管部：健康福祉部】

- ・成年後見制度の活用、周知、講習会等の講座を定期的で開催継続する

(回答)

平成24年度より湖南4市が協定締結したうえで、「特定非営利活動法人成年後見センターもだま」と業務委託を締結し、対象者の親族や関係機関から相談・申立の手続きの支援を実施しています。また、法人による受託事業として、湖南4市の市民を対象に「高齢者・障がい者なんでも相談会」や「成年後見制度に関する出張相談会」「講演会」を開催することにより、成年後見制度の仕組みや手続きの方法などの周知等に努めています。今後も継続して制度の活用と啓発に努めます。

(継続)【所管部：健康福祉部】

⑤ 障がい者福祉施策の推進

滋賀県が行う「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の周知を

- ・就労支援対策の推進更なる継続的に「企業との連携強化等」

(回答)

障がい者の就労については、障がいの状況に応じた多様な雇用の場の創出が必要です。そのためには、雇用・就労機会の確保と拡大のために就労定着に向けた支援が必要であり、事業所においては障がいのある人への合理的配慮を求めながら、市関係各課と、働き・暮らし応援センター、特別支援学校等、関係機関との連携強化を一層図り、就労相談支援の充実に努めていきます。

(継続)【所管部：健康福祉部】

- ・生きがいのための余暇支援活動の推進、関係機関との更なる連携強化

(回答)

障がいのある人の余暇支援活動への支援については、移動支援事業による外出支援、春季・夏季の長期休暇期間中のホリデースクール事業、なかよし交流館を活用した障がい者スポーツ大会や文化作品展、県障害者協会主催のスポーツ事業などの参加促進を行っています。障がいがあっても有意義な余暇活動ができるように関係機関との連携を図り支援の充実に努めていきます。

(継続)【所管部：健康福祉部】

・青年、成人期の発達障害者の方への相談体制更なる充実と継続を

(回答)

発達支援センターでは、心身の発達に支援を必要とする人に対して、福祉、就労、医療、保健、保育、教育その他関係機関と連携し、乳幼児期から成人期までのライフステージにおける発達状況に応じた相談支援を継続的に行っています。そのために、専門職（心理職・教育職・保健師）を配置して相談支援体制の充実を図っています。また、必要時には、県の発達障害者支援センターと連携して対応しています。

今後も引き続き、相談支援の充実に向け、取組を進めていきます。

(継続)【所管部：健康福祉部】

・障がい者虐待防止の充実を障がい者虐待防止センターの充実とネットワークの強化継続を

(回答)

「野洲市障がい者虐待防止センター」は、障がい者自立支援課地域生活支援室内に設置しており、虐待の通報や相談窓口として、障がい者虐待の早期発見、早期対応に努めています。

また、「野洲市障がい者虐待防止連絡協議会」において、事例検証等の研修を重ねながら、関係機関等の役割を確認し、ネットワークの強化に努めているところです。また、当該協議会において街頭啓発や講演会の開催により障がい者虐待防止に努めています。

今後においても、障がい者自立支援協議会の構成機関その他の関係機関とも連携を図り、市民等への障がい者虐待防止への理解を深められるように継続して啓発を行い、相談支援の充実に努めます。

(継続)【所管部：健康福祉部】

⑥ うつ病、引きこもり、DV、の相談体制の更なる継続を相談窓口の更なる周知を継続する

「滋賀県との更なる連携を強化、また3障害での医療費平等を」

(回答)

うつ病については、健康福祉センター健康推進課で「こころとからだの健康相談」を実施しているほか、「心といのちの相談」専用電話を開設し、いつでも気軽に相談していただける体制づくりに努めています。また、必要に応じて市の関係課や、草津保健所、滋賀県立精神保健センター、医療機関等の関係機関と連携

し、うつ病の予防や治療等、その方の問題解決が図れるよう支援しています。

引きこもりには様々な要因があることから、総合相談窓口である市民生活相談課が関係課とともに相談支援に当たります。支援を進めていく上で、必要に応じて関係課の他に、滋賀県ひきこもり支援センター等の関係機関とも連携を深め、充実した支援を行っていくとともに、市民への周知に努めます。

DV（ドメスティックバイオレンス）相談体制については、大津地方法務局及び警察、県中央子ども家庭相談センター、県男女共同参画相談室など、国や県の機関に加え、被害者と身近に接する立場にある市の相談窓口等の取組も極めて重要です。このことから、市の市民生活相談課、人権センターの相談業務部署も含め関係機関と連携を図っています。また、市広報・ホームページをはじめ、県作成の相談カードや市家庭児童相談室作成のリーフレットにより相談窓口の周知に努めます。

3障がいに係る医療費については、障害の区分で差が生じることがないように、できる限り公平な制度となるよう検討しています。

（継続）【所管部：健康福祉部】

⑦ 1歳未満の乳児に対して、B型肝炎予防の定期接種の継続

（回答）

1歳未満の乳児に対してのB型肝炎予防の定期接種は、感染を受けた場合の持続肝炎を防ぎ、慢性肝炎、肝硬変、肝がん等の疾病の発生及び蔓延を予防するため、平成28年10月から定期予防接種となり、全額公費負担で実施しています。令和2年度も同様に継続して実施します。

周知については、市の広報やホームページへ掲載するほか、対象児の保護者には新生児訪問等での案内チラシの配布や乳児健診等での説明等により接種勧奨を行っています。

（継続）【所管部：健康福祉部】

IV. 全ての子どもが希望あふれ心豊かに育つまちづくり 教育文化都市をめざして

① 全ての子どもが生きる力、豊かな心を育む学校教育の支援・推進 ・小・中教育「IT教育」の更なる推進を

（回答）

学校ICT教育を進めるために、小中学校において、平成30年度には普通教室等における無線LAN環境の拡充および、大型モニター・教師用タブレットの導入を、令和元年度にはパソコン教室のパソコンの更新を行いました。引き続き、情報通信技術を活用した教育の推進を図り、高度情報化社会を生き抜く力の育成を目指していきます。

（継続）【所管部：教育委員会】

・発達障害児への支援のための市単費加配や支援員への継続

(回答)

通常学級に在籍する発達障害のある児童生徒を含め、特別な支援や配慮を要する児童生徒に対して、教育現場の様々な場面において、一人ひとりの特性を理解し、その多様化する教育的ニーズに応じた適切できめ細やかな支援を行うことができるよう進めています。そのため、特別支援教育支援員や通級指導教室指導員等の配置を継続し、教育環境や支援体制の整備を図ります。

(継続)【所管部：教育委員会】

- ・ 支援員、特別支援教育コーディネーター、マネジメント加配職員の更なる充実をまた県への予算要望等

(回答)

校内の特別支援教育推進の中核を担う特別支援教育コーディネーターの職務が円滑に遂行できるように、市費で特別支援教育コーディネーターマネジメント加配職員を配置しています。特別支援教育のさらなる充実のため、県へも引き続き要望していきます。

(継続)【所管部：教育委員会】

- ・ 不登校や発達障害で悩む子ども、親への相談の場づくり
学習支援体制の更なる充実を

(回答)

ふれあい教育相談センターでは、不登校で悩む子どもや保護者に対しては、「こころの教育相談」事業でカウンセラー4名が電話相談や面接相談を行っています。また、ことばの発達に支援を必要とする就学前の子どもや保護者に対しては、「ことばの教室」事業で指導や相談を行っています。さらに、適応指導教室「ドリーム教室」では、不登校で悩む子どもの居場所づくりを行うとともに、学校復帰を目指して学習支援を行っています。

発達支援センターでは、発達障がいや悩む子どもや保護者、心身の発達に支援を必要とする市民やその家族、支援者などを対象に相談支援事業を実施しています。

(継続)【所管部：教育委員会】

- ・ ふれあい教育センター「ドリーム」継続と充実を

(回答)

ドリーム教室は、学校に行けないまたは行きにくい児童および生徒並びにその保護者を対象に居場所づくりをすることにより心の安定を図り学校復帰ならびに社会的自立につながるよう支援しています。

指導員等の確保および研修をとおした指導員等の資質向上を図りながら、児童生徒が安心して過ごせる心の居場所となるよう、少人数グループによる個別指導を中心としてきめ細かな指導を進めます。

今後も引き続き、学校と連携しながらドリーム教室の充実に向け、取り組みを進めていきます。

(継続)【所管部：教育委員会】

- ・ 児童生徒の電話相談窓口の創設を特に休日、夜間対策を
「夜間対応の連絡先、国、県、民間ボランティアとの連携を」
「SNSによる相談窓口」の対策を

(回答)

児童生徒の電話相談窓口として、国や県の「24時間子供SOSダイヤル」「子どもの人権110番」や「チャイルドライン」があります。「チャイルドライン」ではオンラインチャット相談も受け付けています。その他に、子ども・子育て応援センターによる「こころんだいやる」や中央子ども家庭相談センターによる「虐待通告等24時間対応専用ダイヤル」もあります。これらの相談窓口については、学校を通じて子どもや保護者に周知しています。また、市家庭児童相談室では、夜間でも緊急対応ができる体制を組んでいます。

(継続)【所管部：教育委員会】

- ・ 一人一人の個性を活かし伸ばしていける教育、他人への思いやり、想像力を育み、対話力を伸ばす教育、特にいじめ問題の早期解決へ道徳教育、人権教育の充実継続を

(回答)

野洲市教育委員会では、「愛と輝きのあるまち・野洲、一人ひとりが大切にされ大人も子どもも学びあうひとづくり・まちづくり」を教育の基本理念に掲げています。その基盤となる「思いやりの心」などを育てるために、学校教育では、道徳科の授業や学校教育全体を通して、道徳性を養うよう計画的に取り組んでいます。「人権」という側面では、多様性を認め合い、一人ひとりの自尊感情を高めることを重視して取組を進めています。さらに、いじめ問題も含め、様々な人権問題の解決に向けて自分はどう向き合っていくのかを考えることも大切にして教育活動を進めています。

(継続)【所管部：教育委員会】

- ・ 発達障害児への個々の発達に応じた教材の選定と教師の研修継続充実を

(回答)

全学級へ大型モニターを導入したことにより、デジタル教科書の使用や視覚的な情報を活用した授業展開を充実させることができるようになりました。さらに分かりやすい教材の工夫や活用に努めていきます。また、読み書きに課題のある児童生徒に対して、個別にパソコン等の機器を利用した音声教材の活用をするなど、合理的配慮の提供ができるよう支援の充実を図っています。支援員を含む全ての教職員が、研修を通して障がいに対する理解や特別支援教育の内容についての知識や技能を高め、特別支援教育の推進や教育支援体制の整備等を促進するための専門性をさらに向上できるように努めていきます。

(継続)【所管部：教育委員会】

② 感性を育む読書への推進のための充実した学校図書館の整備

- ・常時開かれた学校図書館実現への人的配置推進、図書ボランティアの活用、読み聞かせボランティアの活用充実、児童の整理整頓など主体的な場づくりの訓練の場所、司書教諭と学校図書ボランティア同士の連携、研修、助言のできる体制づくりを更なる充実と継続・ボランティアグループ募集等を

(回答)

学校図書館を可能な限り開館するために、各学校では学校応援団等の組織を使って、図書館ボランティアによる読み聞かせや図書の修繕・整理等に大いに協力いただいています。図書委員会の児童生徒と図書館ボランティアが連携して、図書の整理整頓等の活動の支援をいただいている学校もあります。図書館ボランティアの募集は継続的に行っており、今後、司書教諭とボランティアとの連携を密にし、さらなる充実に努めます。

(継続)【所管部：教育委員会】

③ インターネットによる有害情報から子どもを守る施策

- ・携帯電話の使用に関する家庭への啓発、特に書き込みによるいじめ等の監視、ネット依存症の早期発見を検証できる体制づくり

(回答)

インターネットや携帯端末の利用による情報モラルの指導については、授業や学級活動の時間を活用し、発達段階に応じた指導を行っています。また、PTAと連携した取組や、野洲市が実施している「子ども・若者に対する消費者教育推進事業」による子どもと保護者へ啓発のための研修会等も継続して開催しています。今後も、ネット依存やSNSの危険性について、持たせる側の保護者の認識と責任の重要性をさらに啓発していく必要があります。悪質なものに関しては、警察と連携し、協力して指導を行っています。

(継続)【所管部：教育委員会】

④ 心豊かな感性を育む日本の伝統文化や芸術にふれる教育施策の推進

- ・本物の芸術文化に触れあう機会の更なる充実 継続

(回答)

小学校では、今年度も芸術文化に触れあう取組みとして、滋賀県びわこホールと協力して舞台芸術を鑑賞する機会を設け、オペラ鑑賞を野洲文化ホールとさざなみホールで実施しました。中学校では、音楽の時間で「邦楽」を学んでいます。

市民を対象とした事業として野洲文化ホールでは、能楽や落語といった古典芸能を含む、さまざまなジャンルや親子で鑑賞いただける舞台芸術を提供しています。

(継続)【所管部：教育委員会】

⑤ 担当教師が、児童生徒と接する時間を十分確保し、一人ひとりが個性を育む教育の推進

(回答)

平成30年4月に「野洲市立学校における働き方改革の取組方針」を策定し、教職員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保し、一人ひとりの個性を育む教育の推進を進めています。具体的には、学校業務の見直し・効率化やスクールソーシャルワーカー等の専門性を持った多様な人材の活用、スクールサポートスタッフの配置、大型モニターなどICT機器の導入等に取り組んでいます。また、校務支援システムも導入していきます。

(継続)【所管部：教育委員会】

⑥ 通学路の更なる安心安全な取り組みを継続する

- ・安全教育の充実と通学路の点検整備、特に地震による崩壊ブロック壁の現場調査と対策を

(回答)

通学路の安全性を向上させるため、野洲市通学路交通安全推進会議を平成27年度より立ち上げ、野洲市通学路交通安全プログラムを策定しました。この会議は、学校、保護者、道路管理者、警察や自治会の代表等の委員で構成し、通学路の合同点検やその対策の検討などを毎年行い、プログラムの更なる改善と充実をPDCAサイクルとして、本年度も取り組んでいます。

通学路の民間ブロック塀については、緊急度の高い通学路に面しているブロック塀の高さ等を調べ、基準を超えるものは把握していますが、これらのブロックは個人の財産であるために強制はできない状況となっています。現在、国ではブロック塀に対する補助金交付制度が制定されたため、申請のあった場合はその内容を確認し、補助金を交付しています。

(継続)【所管部：教育委員会・都市建設部】

⑦ 学校施設の快適性に予算の確保を

- ・中主小学校、野洲北中学校の安全安心な改修増設工事を

(回答)

平成29年度に基本設計を、平成30年度（平成31年度繰越事業）には実施設計を完了し、令和元年度においては、両校ともに仮設校舎設置に向けて現場作業を進めるとともに、本体工事についても、中主小学校については1月下旬、野洲北中学校については2月中旬の現場着手を予定しています。

工事の施工にあたっては、特に児童生徒の安全に関して各学校との協議を綿密に行い、工事施工区域について関係者以外の者が立ち入りが出来ないよう完全に分離するとともに、保護者・近隣住民にも周知を図ったうえで進めていきます。

また、工事監理者及び施工者と施工計画書等施工前確認を十分に行い、現場での労働災害・事故発生ゼロで進めていきます。

【所管部：教育委員会】

- ・児童の熱中症対策の一環で学校施設に冷水器の設置検討をする

(回答)

現在、学校にはエアコンが設置されているため冷水機の設置は考えていません。運動後は、エアコンが効いた教室で休憩しています。特に夏場は、多い目にお茶等を持ってくるように指導しています。

【所管部：教育委員会】

- ・グラウンドの透水性の問題、トイレの更新、点検継続する

(回答)

グラウンドの水捌けが悪い学校については、経年劣化による暗渠排水管の排水機能低下が生じているものと考えられますが、グラウンド暗渠排水管の更新については、多額の経費が必要となることから、現時点ではその見通しは立っていません。

トイレの点検は、日常的に学校にて実施されており、修繕等の必要がある場合は、予算の範囲内で最大限早期に対応しているところです。

トイレの更新については、平成 21 年度から平成 25 年度にかけて実施した校舎施設耐震化と大規模改修により整備を進めてきましたが、改修未施工の学校については、今後、小中学校施設保全計画に基づき、大規模改修時に整備を進めていきます。

(継続) 【所管部：教育委員会】

- ・災害時に避難場所になる体育館の冷暖房施設対策を継続する

(回答)

小学校における体育の授業については、6月上旬から7月中旬までプールを使った授業が行われます。また、2学期に入りますと運動場を使用した運動会の練習がメインとなります。

中学校においては、夏休み期間中も体育館を使用されますが、大型送風機を配置し熱がこもらないように対策を講じていることや、こまめな休息・水分補給の指導・監視を行うことにより、支障なく部活動に取り組まれています。

また、冬季においても体育館における授業は、支障なく実施されておりますことから、現時点において、学校施設としての体育館に冷暖房設備を整備する必要は無いと考えていますが、非常時に設営する避難所としての冷暖房設備は、一時的な利用ということ踏まえ、災害時応援協定を活用し、協定締結先からの冷暖房設備の供給により対応します。

(継続) 【所管部：教育委員会・市民部】

V. 持続可能な環境に優しく、安全快適なまちづくり

① 安心なまちづくりの推進

- ・地域のコミュニティを活かした防災・防犯への協働の取組推進、環境に適した CO2 削減に起因する街灯の LED 照明取替えを継続する

(回答)

【防犯及び防犯灯について】

地域コミュニティを活かした防災・防犯への協働の取り組みについて、まず防災に関しては、現在、自治会長や自主防災組織のリーダーを対象に開催している「自主防災組織等リーダー研修会」において、災害時の初動体制やリーダーとしての心構え、災害時の初動対応の習得、さらには専門的な知識と技術の習得に重点をおいています。また、平成 29 年度からは前述の研修に加え、住民主体による避難所の設置・運営に向け、実践的な研修を実施し、今年度で 3 年目となっています。この継続した研修の開催により参加者は、災害時は避難者の中からリーダーを選定願う中、避難者同士が協力して要配慮者への支援、人に優しい避難所づくりを自主的に運営され、行政とともにそれぞれが助け合い、役割を担うという「共助」の考え方について情報共有をいただけたと考えています。また、研修結果を各自治会へ持ち帰り周知いただくとともに、研修結果をまとめて全戸回覧、市のホームページにおいて周知を図っています。

なお、次年度は自主防災組織等リーダー研修会だけでなく、避難所開設・運営訓練、さらには、今年度本市で初めて実施したシナリオレスによる災害対策本部訓練を組入れた総合防災訓練を再開する予定であり、今後も実践型の訓練、各種計画等策定・継続した見直しにより、効率的、効果的な災害対策をとることができるよう取組みを進めてまいりたいと考えています。

さらに、自治会における消火栓器具格納箱の整備や防災資機材の購入についても、「野洲市自治会活性化補助金（1/2 補助、40 万円限度）」により取り組みを支援しており、各自治会と協働して地域防災力の向上を図っています。

防犯に関しては、毎年、全自治会の地域安全連絡所責任者及び地域安全指導員を対象に守山野洲防犯自治会の研修事業として、毎年 7 月頃に防犯研修を実施し、防犯知識の向上を図っていただいています。また、特に犯罪の認知件数が多い野洲駅前については、野洲学区・北野学区の自治連合会と駅前駐在所の全面的な協力をいただき、市との協働事業として、JR 野洲駅北口の地域安全センターを拠点に平成 20 年 2 月より毎月最終の金曜日の夜にブルーフラッシュ活動（防犯パトロール）を実施し、駅前周辺における良好な治安確保と地域の安全確保を図っています。

次に市が管理する防犯灯については、防犯灯の LED 化により消費電力が約 2/3、温室効果ガスの削減にもつながるなどの理由から、新設及び器具の交換が必要となった場合に、順次 LED 化を進めています。また、自治会が管理されている防犯灯についても各自治会において積極的に LED 化を進めていただいています。なお、自治会における防犯灯の LED 化については、「野洲市自治会活性化補助金（1/2 補助、40 万円限度）」として取り組みを支援しています。

(継続) 【所管部：市民部】

- ② 誰もが気軽に憩える都市公園の整備、高齢者社会に対応したウォーキングやリハビリができる公園の整備の充実継続を既存の公園の維持管理で児童が遊べる
「高齢者の健康維持対策ウォーキングしたくなる対策の充実を」

継続する

(回答)

本市では、令和2年度を目途に「(仮称)野洲市みどりの基本計画」の策定を予定しており、市民のみなさまが自由に憩える都市公園などの充実に向けた計画策定を進めていきます。

また、既存の公園につきましては、適正な維持管理を基本として住民のみなさまが気軽に利用でき、憩える場所となるように取り組んでいます。現在、既存公園に新たな遊具を設置することは考えておりませんが、既存遊具については、毎年点検を行い老朽化の著しいものから計画的に修繕を実施し、誰もが安全に利用できるように努めています。

なお、中心拠点となる駅周辺においては、野洲駅南口周辺整備構想に位置づける市民広場等の整備により、魅力的で歩きたくなる散策路や歩行空間を目指して基盤整備を進めていきます。

(継続)【所管部：都市建設部】

③ 景観施策の推進、野洲市景観条例をもとに、自然景観への市民との協働による都市計画の連携継続

(回答)

都市計画施策による活性化と景観施策による良好な景観形成は、相互に補完し合いながら推進することが重要であることを認識し、市民・事業者・公共の協働により、目標とするまちづくりについて合意形成を図ることで快適なまちづくりを進めます。

なお、都市計画マスタープランにおける「景観形成の方針」は、景観形成方針及び景観計画に整合した内容となっており、景観施策との連携を図りながら進めます。

(継続)【所管部：都市建設部】

④ マイカーに頼らない公共交通体系の検討・施策推進、高齢化時代に福祉施策の観点と環境施策とも連動した公共交通システムの構築
コミュニティバスの更なる充実継続する

(回答)

コミュニティバスについては、平成31年4月より既設5コースから2コース増設し、便数も1日33便から58便と利便性の確保に努めてきたところであります。次年度においては、余熱利用施設の開設に伴う路線延長及び拠点を総合体育館に移すことによるダイヤ改正により、市民にとって一層の利便性に確保に努めたいと考えています。

(継続)【所管部：市民部】

⑤ 太陽光発電、雨水利用、ゴミ減量、リサイクル等持続可能な循環型社会形成に基づく施策の推進、生ゴミの堆肥化等、空き地活用、新クリーンセンターの熱利用「温浴施設」の取組、新電力による予算削

減の見直しを継続する

(回答)

循環型社会の形成に向けた取り組みについては、第2次野洲市環境基本計画において基本目標の一つに「循環型社会・低炭素社会づくり」を位置付け、3Rの促進、廃棄物の適正処理及び地球温暖化対策に関する各種施策を計画的に推進しています。具体的には、ものを生かす交換銀行、リユース譲渡会などを通じたリユースの促進。小型家電回収、廃食油の回収などを通じたリサイクルの促進。生ごみ処理容器の購入への補助制度など持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。

また、新クリーンセンターの余熱利用「温浴施設」の取り組みとして、事業者と契約し、温水プール、温浴施設、特産物販売施設のほか、トレーニングジム、トレーニングスタジオ等の提案施設を併せ、地域活性化拠点として整備を進めており、令和元年11月末時点での施設整備進捗率は31%で、オープンは、所管を教育委員会に移し、令和2年(2020年)7月を予定しています。

市役所では太陽光発電や雨水利用を行っているところですが、今後、新たに整備される施設についても整備の検討を行っていきます。

空き地活用につきましては、今年度、野洲給食センター跡地の貸付の入札を執行し、遊休地の有効活用を行ったところです。今後も空き地の活用について、検討を進めてまいります。

新電力による電気料金の削減が見込まれる施設については、入札により電力供給業者を決定しており、今後も継続して入札を執行していきます。

(継続)【所管部：環境経済部・総務部】

VI. 未来に希望が持てる魅力ある産業・農業の活性化

① 農業の再生、活性化 継続する

- ・農家と担い手をつなぐ農地中間機構の活用と整備、食育やB級グルメイベントのような仕掛けを通して市民への地産地消の啓発継続、農商工連携促進への施策

地産地消の取り組みを市民への更なる周知を

(回答)

平成26年度から開始された農地中間管理事業により、離農者の農地が担い手農業者に引き継がれるよう農地集積を進めているところです。

市においては、毎年農業組合長を対象に説明会を実施しているほか、農家に対して案内チラシの配布を行うなど、事業の周知に努めています。今後も、関係機関・団体の密接な連携・協力のもとに農地中間管理事業の円滑な実施を推進していきます。

また、地産地消については、「京セラ夏まつり」や「ひまわり迷路」、「祇王収穫祭」、「ショッピングモールでの出張販売」など、さまざまなイベントで市内産の農産物が販売されており、市ではこうした活動を支援するとともに広報紙やホ

ームページ等で周知・啓発を行っています。

農商工連携については、地域特産物の掘り起こしとして、市内の飲食店と市内の生産者を繋ぎ、新しいメニューの開発・販売事業を展開しております。

今年も、駅前の飲食店に協力いただき、市の特産物である「吉川ごぼう」と新たに「兵主かぶ」を使ったメニューを提供するフェアを開催する予定です。

(継続)【所管部：環境経済部】

・強い農業づくり事業（株）アグテコ）を利用した野洲市特産物に

(回答)

(株)アグテコは、大規模な水耕栽培施設によりリーフレタスを栽培し、全国販売を予定されており、市の農業のけん引と雇用を含めた地域の活性化を期待しております。

市としては、事業計画で掲げた目標が達成されるよう期待しています。

【所管部：環境経済部】